

太田市老人福祉施設開設準備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間の老人福祉施設（以下「施設」という。）の円滑な開設を支援し、質の高い高齢者介護サービスの提供に資するため、太田市老人福祉施設開設準備補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象施設)

第2条 補助金の交付の対象となる施設は、次のとおりとする。

- (1) 地域密着型特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20の5に規定する特別養護老人ホームであって、その入所定員が29人以下であるものをいう。以下同じ。）
- (2) 地域密着型特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室（老人福祉法第20条の3に規定する老人短期入所施設をいう。以下同じ。）

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、介護保険事業計画に基づき地域密着型サービス事業所を設置する事業者を選定するために実施する公募において、太田市地域密着型サービス運営委員会（太田市地域密着型サービス運営委員会設置要綱（平成18年3月1日太田市制定）に基づき設置された委員会をいう。）により、介護基盤等整備事業費補助金の対象として選定された者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象事業者が第2条に規定する施設の新規開設又は増床に伴う必要な職員の雇入れ等の開設の準備に係る事業とする。

(補助対象経費、基準額及び補助額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費及び基準額は、別表のとおりとする。ただし、次に掲げる場合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 平成20年度以前から開始している施設整備事業に伴う事業である場合
 - (2) 他の国庫負担（補助）制度により、現に補助事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業である場合
- 2 補助金の交付額は、別表の基準額と対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、いずれか少ない額とする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

第6条 規則第6条第3項に規定する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、市長が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (2) 市長の承認を受けて前項に定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (3) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

- (4) 補助対象事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出との関係を明らかにした帳簿を作成し、当該補助対象事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (5) 補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（様式第1号）により速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合には、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。後段の場合において、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (6) 補助対象事業者は、補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第11条第2項に規定する共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (7) 補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (8) 補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (9) この補助金の交付額と対象経費を重複して、他の法律又は要綱に基づく補助を受けてはならない。

（年度終了実績報告）

第7条 補助対象事業者は、事業が翌年度にわたるときは、年度太田市老人福祉施設開設準備補助金の年度終了実績報告書（様式第2号）をこの補助金の交付決定に係る市の会計年度の翌年度の4月末日までに、市長に提出するものとする。

（事業遂行等の指示）

第8条 市長は、補助対象事業者が提出する報告等により、補助対象事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って事業を遂行すべきことを指示することができる。

2 市長は、補助対象事業者がその指示に違反したときは、その者に対し、事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

（交付の決定の取消し）

第9条 市長は、補助対象事業者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。交付すべき補助金の額の確定があった後においても同様とする。

- (1) 不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令、条例、規則若しくはこれに基づく処分に違反したとき。
- (4) 補助対象事業を予定の期間内に完了しなかったとき、又は完了することが不可能若しくは著しく困難であると市長が認めたとき。

（是正のための措置）

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定を取り消す場合においては、市長は、

補助対象事業者に対し、補助金の交付の決定を取り消すことができる旨を告げ、その是正を求めるものとする。

(理由の提示)

第11条 市長は、補助金の交付の決定の取消し、補助事業の遂行の指示若しくは一時停止の命令又は補助対象事業の是正のための措置の指示をするときは、補助対象事業者に対してその理由を示さなければならない。

(その他)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに決定した太田市老人福祉施設等開設準備補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年10月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行し、改正後の太田市老人福祉施設開設準備補助金交付要綱は平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

別表（第5条関係）

対象施設	基準額	対象経費
1 地域密着型特別養護老人ホーム	定員1名当たり 914,000円	補助対象事業に必要な 需用費、使用料及び賃借 料、備品購入費（備品設 置に伴う工事請負費を 含む。）、報酬、給料、職 員手当等、共済費、賃金、 旅費、役務費、委託料又 は工事請負費
2 地域密着型特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室		